

平成30年9月11日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成30年9月11日  
開会 13時00分 閉会 13時38分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小川純文 副委員長 谷口和弥  
委員 荒貴賀 内山美穂子 中橋友子 乾邦廣  
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 板垣良輔 小島智恵 野原恵子  
松村記者(勝毎) 鰐淵記者(道新)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦  
教育長 菅野勇次  
企画総務部長 山岸伸雄 教育部長 岡田直之  
総務課長 新居友敬 生涯学習課長 石野郁也
- 6 事務局 事務局長 細澤正典 議事課長 林隆則 庶務係長 遠藤寛士
- 7 審査事件および審査結果 別紙のとおり
- 1 付託された議案の審査について  
(1) 議案第57号 指定管理者の指定について
- 2 所管事務調査項目について  
委員長、副委員長に一任とした。
- 3 その他

総務文教常任委員会委員長 小川純文

## ◇審査内容

(開会 13:00)

○委員長(小川純文) ただいまより、総務文教常任委員会を開催いたします。

本日も付託された議案の審査になります。

議案の審査でございますので、インターネット中継となっております。

それでは、(1)議案第57号、指定管理者の指定についてということで、先般も提案説明をしていただきまして、そののち質疑をしたわけでありましてけれども、本日、質疑のある委員の方はいらっしゃいますか。

中橋委員。

○委員(中橋友子) それでは、何点かおたずねしたいと思います。

はじめに、前回の総務文教常任委員会の時にA4、1枚物で消費税に関わるさまざまな参考となる規程の文書をいただきました。その中で、今回の札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンター、指定を受ける事業所が課税団体になるのかどうか、消費税というのは、ここでは2番目に行う取引のほとんどが課税対象となりますよというふうにはなっているのですが、実際に試算されている8%あるいは10%の上乗せをしていく可能性というのは大きいのかどうか、そこをまず先に伺いたいと思います。

○委員長(小川純文) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(石野郁也) 事業者の方が課税団体になるかどうかというのは、前回の資料でお示しいたしましたとおり、その事業期間の2年前に課税団体となっているかどうかによりまして、その年、課税になるかどうかということが決まるものでございます。

現在、候補者につきましては、課税団体とは現行ではなっていないとお聞きしているところでありまして、ですから、実際に指定管理が31年度から適用になったときには、2年後から課税団体となる可能性が出てくると認識してございます。

○委員長(小川純文) 中橋委員。

○委員(中橋友子) そうしますと、前回の資料の中で収支計画書というのを出示いただきました。この資料の中で、消費税は除かれております。それで、最終的にこの資料の中では指定管理をすることによって、文面の中にもあるのですが、全体の経費は縮減されますよということでありました。

その縮減の金額というのが、年間115万9,000円、5年間で570万程度のものでありました。それで、これは消費税の分が外されておりますので、もしその2年後に課税の可能性が出てきて、消費税を支払わなければならない。つまり、町がその分上乗せをしていくということになるのだらうと思いますが、そうしますと、例えば、これだけの事業、年間で4,280万ですか。この事業に8%を掛けたとすると、300万以上の消費税が掛かってくる。2年間で600万というようなことであれば、これだけでも消えてしまうということに、経費の縮減にはつながらないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長(小川純文) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(石野郁也) 消費税につきましては、指定管理料に全額を対象としてその適用される税率分お支払いたしまして、それを受けた業者さんが消費税仮受け、仮払いの差額が生じたときに納めていただくという申告納付する義務が出てくるということ

でございますので、町といたしましては、現行で掛かりますと、町で今、実際に直営で行っております賃金等に対しましては、消費税は掛かっておりませんが、その分の差額が出てくるということになりまして、その分を計算しますと、大体概算でいきますと実際に町で今お支払していない分の消費税を新たに指定管理料として消費税、その分を乗せてお支払するものと比較しますと、経費の節減は150万なにかしではなくて、おおよそ3、40万の減という形になりますので、そう計算いたしましても若干の縮減にはなるというふうに認識してございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 結局プラスにはならないけれども、100万を超えて縮減されるというところが、そうはならないということですね。大体、指定管理にして縮減されていくという仕組み自体が、もし本当に縮減されていくのであれば、それはどこかに皺寄せがいくわけですから、なかなか無理なことだなというふうに思っています。

指定管理そのものに対する考え方というのも私は持ってまして、これは後で述べますけれども。

それで、もう一つ伺っておきたいのですけれども、この間いただきました資料の人件費の部分ですね。支出のところの人件費、これ4名分とお聞きしましたがけれども、正職員4名で1,270万。それから、臨職が1,061万ということなのですからけれども。既に総務文教常任委員会の、いつ開催でしたか、その時にいただきました資料では、人件費、幕別町が直接経営している平成30年度の決算の見込みと、それから指定管理料の基準額というのを比較した表をいただいたのですよね。そこでは、人件費は指定管理になった時には3人分で1,200万だったのですよ。今度の場合には、4人分で1,200万ということで、そういう数字がいじられたとは思わないのですけれども、人数が1人増えたら当然こども増えてくるだろうなというふうにみたのですけれども、実際はそうになっていないというようなこともありまして、結局こういったところが事業所に負担を掛けていくことに、つまり人件費などが削減されていくことに結果としては、なっていくのかなというふうにみました。もし違っていたらお答えください。

○委員長（小川純文） 暫時休憩とします。

（暫時休憩）

○委員長（小川純文） 休憩を解いて会議を開きます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） ただいま、お配りした資料につきまして、ご説明させていただきます。

人件費の比較ということで資料をお作りしたところでございます。まず、現行のトレーニング指導員の人件費についてでございますが、直営で嘱託職員1名、臨時職員3名、代替職員1名の計5名でのローテーションによる勤務体制で行っております、その金額が1,089万4,000円となるものでございます。

また、トレーニングセンターは、管理業務4名、清掃業務2名の計6名、スポーツセンターにつきましては、管理業務3名、清掃業務2名の計5名でのローテーションによ

ります勤務体制での委託業務によるものでございまして、金額といたしましては、1,450万9,000円となります。合計いたしますと16名のローテーションによる勤務体制の人件費の金額につきましては、2,540万3,000円となるものであります。

指定管理導入後につきましては、正職員4名と臨時職員10名の計14名分でのローテーションによります勤務体制での人件費となりまして、その金額につきましては2,331万8,000円と、両施設の特別清掃に係る委託料70万円で合計いたしますと、14名での勤務体制の人件費は2,401万8,000円となります。

合計額を比較いたしますと138万5,000円の減となりますが、これにつきましては、現在トレーニング指導員の配置を直営といたしておりますことから、指導員につきましてはトレーニング指導のみの業務を行い、また施設管理につきましては委託業務として実施いたしておりますことから、管理人は受付警備業務のみを、清掃員は清掃業務のみを行っているところでありまして、指定管理者制度導入後につきましては、特別清掃を除きまして、基本的に職員がトレーニング指導や施設の管理、運営を清掃を含めてでございしますが、効率的な体制で一体的に行いますことから、スポーツ指導のできる職員の不在となる時間帯が解消され、施設の有効活用や利用者へのサービスの向上が図られますとともに、経費の節減も図られるものでございます。

それとあと、2枚目の職員配置のイメージでございしますが、現行の職員の配置につきましては、それぞれの施設ごとでございしますが、基本的に受付等の警備業務につきましては、開館時間内において必ず1名を常駐しております。また、清掃業務につきましては、スポーツセンターの場合ですと8時から午後4時45分までの間に1名の配置を委託業者によって行っており、トレーニング室につきましては、トレーニング指導員を直営で一施設当たり2名ずつ配置しているところでございます。

指定管理者制度の導入後は、これはあくまでもイメージでございしますが、両施設の施設管理の職員につきましては、正職員4名と臨時職員9名をローテーションにより配置することとしており、これらの職員によりまして、開館時間内はスポーツ指導、トレーニング指導のできる職員を常時1名以上配置し、さらに利用者の多い時間帯には職員を複数名配置することとしておりまして、スポーツ指導のできる職員の不在となる時間帯が解消され、効率的な体制で施設の有効活用と、最大限のサービス向上に努めることとなっております。配置のイメージといたしましては図にありますように、正職員および受付指導を行う臨時職員と清掃受付を行う臨時職員のローテーションでの配置となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の説明は良く理解できました。つまり、関わっている、携わる職員の方の、極端に言ってしまえば、不要な空き時間というのをなくすようにして、効率的な配置によって、しかも例えばいろいろな職種をこなす。指導だけではなくて受付もするとか、そういうことによって全体で人件費を圧縮するということなのですね。分かりました。

一番最初に私が申し上げました比較表というのは7月にいただいたものでした。これは今説明いただきましたので、多少の違いがありますがけれども、こちらで理解をしてい

くということによろしいですね。分かりました。

さらに続けていいですか。

○委員長（小川純文） どうぞ。

○委員（中橋友子） 人件費の件は分かりました。

もう一つは、使用料、利用料の関係なのですけれども、使用料につきましては、町が規定をし、その使用料の分を納めていただく。逆にその分を差し引いて指定管理の料とするということだと思えるのですけれども、利用料の関係は、そうはなりませんよね。あくまでも、そこの運営している団体が自主的にいろいろな事業を組み立てて利用料をいただくということになれば、それは指定を受けた事業者の収入ということになっていくのが当然とは思いますが、そうですか。

○委員長（小川純文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 通常の体育館使用料につきましては、今委員がおっしゃるとおりでございます。それとあと、事業者が独自に行う、いわゆる自主事業の部分の利用料につきましては、その金額等につきましては教育委員会のほうで承認した金額の範囲内において徴収していただいて収入していただくという形になるものでございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、管理団体が利用料を決め、それを教育委員会が妥当かどうかということ判断した上で正式に決まって徴収されるということですね。

そういった事業がどのくらい増えていくかということも気になるころなのですが、計画書の全体を読ませていただきましたら、本当にサービスを徹底して向上させていくというのが読み取れるのですよね。今まで、実施されていなかった、例えば実際にはいろいろなスポーツに関わる多面的な健康維持も含めてのプログラムがつくられて、そういった事業が取り入れられるというのが主だと思いますし、サブ的な事業として託児所を開くですとか、あるいはカフェスペースを設けるですとか、そのようなことも定義されていまして、なかなか魅力のある中身ではあるというふうに思います。

しかし、ここにも人手が掛かっていくのだらうなというふうに思うと、やっぱり受けた団体がいろいろな事業に取り組んで収入も得るということをしていかなければいけないのだらうというふうに思います。それで、利用する町民からしてみれば、使用料であっても、利用料であっても、使うことによって求められる料金に対して払っていくということですから、これはやはり低料金で抑えていかなければならないというふうに思うのですけれども、そういった点での協議、最終的には教育委員会が承認しないと徴収できないということですから、こういった協議、高くないということとは協議されましたか。

○委員長（小川純文） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 現状におきましては、まだ指定管理者に決定したわけではございませんので、今は提案を受けた段階でありまして、今回議決を受けてから正式に協議ということにはなりませんけれども、提案の中ではさまざまな自主事業の提案がありました。それを見る限りでは、非常に低廉な料金で自主事業をやるというような提案でありました。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） もう一つなのですけれども、そういった事業をやられるのには、今までやっている、いろいろな教室などを妨げてはならないと思うのですよ。縮小されることがあってはならないと思うのです。トレセンは比較的委員会で視察させていただいた時にもゆとりがあるような感じがしたのですけれども、スポセンは本当に、特に体育館の部門はびっちり利用されているというのを目にしました。

こういう中で新しい事業も取り入れてやっていくというふうになれば、かなり手狭にもなってくるのではないかと思うのですけれども、そういう心配は、つまり今までの利用が制限されるようなことには、なっちはいけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小川純文） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 8月2日の時の総務文教常任委員会で資料のお示しをさせていただいて、この中に札内スポーツセンターとトレセン両方の使用状況を掲載させていただいておりますけれども、日によっては結構埋まっているところもありますけれども、まだまだ空いている時間が多いのです。そういったところで自主事業をしていただくと。

札内スポーツセンターですと、ざっとですけれども、まだ利用状況は70%程度です。3割は空いている時間帯があります。特に昼からの早い時間帯ですと、ほぼほぼ空いているような時間帯がありますので、そういったところを有効に活用させていただいて、施設の効率性も高めていきたいというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 相手のあることでありますから、空きやすい時間というのは、やはり利用者にとっても行きづらい時間というふうにもなるのかなというふうにも、その資料を見せていただいた時に汲み取りました。その辺はいろいろ工夫されてやっていくのでしょうか、そういった制限はされない、むしろ充実されるということであれば、それは事業の推移を見守りたいというふうに思います。

それと、これは5年間ということでもありますから、指定管理そのものの問題点に入っていきますけれども、安定的な雇用というのが難しいという事例があります。指定管理制度そのものは地方自治法が改正されまして、平成15年にスタートしたということでもあります。15年経っているのですけれども、この間いろいろな調査結果が出されております。直近のものはなかなかないのですけれども、4年弱前に全国の指定管理の指定に委託した状況、公共施設の大体3割は指定管理になったとか、あるいはそこで働いている方たちの労働条件だとかというのが示されたものがありまして、見ますとやっぱり、ほとんど7割から8割が、そういった契約期間が限られているということに起因して非正規雇用というのがほとんどなのですね。こういったところが拡大されていくことに私は一番心配をするわけです。

つまり今、貧困と格差の問題とか、なかなか家庭を持ってないとかいろいろなことがあるのですけれども、その背景に若い方たちの2人に1人は非正規労働だということがあって、経済的な安定が保たれなくてそういう状況になっていく。うちの町が、この町の地方創生版で人口増というのもうたっているけれども、なかなか目標に達しない背景にはそのことがあるということであれば、こういった指定管理に拡大していくことが、そういうことも助長する、拡大することに結果としてはなっているというふうに思うので

す。そういったことがあって、極力直営というのが望ましいと思っています。もしその点でお考えがあればお答えください。

○委員長（小川純文） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今回の指定管理、町全体となりますと教育委員会の立場ではなかなか申し上げられないこともありますけれども、今回の指定管理に関しますと、今、直営の部分と委託で完了している部分とがあります。直営の部分も嘱託職員と臨時職員、これは1年契約であります。委託をしている部分も単年契約でやっております。

町の指定管理の基本方針に基づいて、我々はこの社会体育施設がこういった管理の方法が一番望ましいかということをごさまざま検討してまいりました。このまま直営でやるには、やっぱり限界があると、サービスの向上に、なかなかつながらるのは難しいということがあります。一番今の施設の目的を發せられるのは指定管理制度だというふうに舵をとったところであります。今現状は1年契約ですけれども、少なくともそれが5年契約になるということで、未来永劫ということではありませんけれども、その分については改善をされるのかなというふうに思っておりますし、やはり一番はこの施設の目的に合致した一番理想的な管理の方法は今現状では我々は指定管理だというふうに判断をしているところであります。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 現状との対比でありますから、当然1年が5年になるとか正職員の数が増えるとか、そういうことはいえるのだと思うのです。ただ、それをもう少し離れて見たときには、結果としてアウトソーシングという、委託に出す、そもそもこれも問題であって、さらに指定管理ということで、今度は全国的な統計でいきますと、再契約というのがほとんどなのです。つまり百年記念ホールもそうですし、1回指定管理、アルコはこれからですけれどもね。契約期間が過ぎてもまた同じ所に委託をしていっているケースが多いのですね、全国的にも。これは、そういうことも配慮してということにもなるのだらうと思うのですけれども。

私はサービスの向上のためというふうに考えれば、雇用の安定も含めたサービスの向上の手法というのは、指定管理だからということではなくて、直営でも全部委託に出すというやり方を取らないで、インストラクターの方が例えば教育委員会にいるとか、そういったことも含めて、やりようはあるのだと思うのですよね。経済的なことだけ追及していくと全部切り離していくということになりますけれども、そういった町の公共施設のあり方という点で考えれば一考を要する今回の提起だというふうに思っています。

以上です。

○委員長（小川純文） 他、質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） それでは、これで質疑を終了させていただきます。

説明員の皆さん、退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、討論に入っていきたいと思います。

反対討論はございますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 大筋では質疑の中で申し上げましたので、そこに尽きるのですけれども、そもそも公共的な仕事に関わって、委託あるいは指定管理に出すということが、大局的に見れば不安定雇用を拡大し、そして今日の貧困と格差を助長させる結果となっているということが一番の問題であります。

さらに、スポーツセンターやトレセンのことでいえば、先に池田町なども指定管理にされておりまして、そういったところのお話も聞きました。結果としては、やはり充実させていくというふうになれば経費の削減には、やっぱりなってこなかったという実績も含めてお話も聞いているところです。経費が削減されず、そして不安定雇用が拡大されていくということが考えられますので、そういった提案には賛同できないということでもあります。

○委員長（小川純文） 他、反対討論はありますか。

それでは、続いて賛成討論はございますか。

乾委員。

○委員（乾邦廣） 私は、早くから幕別の体育関連施設は指定管理に移行すべきだと思っております。スポーツの町、アスリートの町、幕別町ですから、いち早くやっぱり町民の皆さまに、このスポーツの恩恵を与えるべき。

そしてまた、今回、幕別札内スポーツクラブが指定管理に手を挙げていただいたということは、また私も評価したいと思っております。指定管理にしても、スポーツ関連の指定業者がいるかないかを私心配しておりましたけれども、今回、幕別札内スポーツクラブに手を挙げていただいたということは、私は大変評価したいと思います。安い料金で手を挙げていただいたことも、これも評価をしたいと思います。

この指定管理制度については、私は賛成をさせていただきたいと思っております。

○委員長（小川純文） 他、賛成討論はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） ないようであれば、討論を終了させていただきます。

続いて、採決に移らせていただきます。

これより、採決をいたします。

議案第57号、指定管理者の指定についてということで、原案として、この指定管理を決することに賛成する方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（小川純文） ありがとうございます。

賛成多数により、議案第57号、指定管理者の指定については、原案を可とすることで委員会としての決とさせていただきます。

また、委員会報告については、委員長、副委員長にお任せいただけますでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（小川純文） それでは、そのように進めさせていただきます。



以上をもちまして、インターネット中継を終わらせていただきます。